

仕様書

- 1 件 名 東北農政局郡山市庁舎現場発生材の売払い
- 2 品目及び数量 別紙数量表のとおり
 - (1) 別紙数量表の数量は、簡易計測等による概算値のため、買受人に引き渡す数量とは誤差が生じることがあり、当該数量の受け渡しを保証するものではない。従って実際の数量については、現地確認により直接現物を確認の上判断すること。また、品質規格等についても現地確認により判断すること。
 - (2) 契約の締結後、数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、契約金額の減額もしくは、損害賠償の請求または、契約の解除をすることができない。
- 3 引渡場所 福島県郡山市地内
- 4 引取期限 令和8年9月10日
- 5 代金の納付 買受者は、東北農政局歳入徴収官の発行する納入告知書により、指定された期限までに日本銀行（代理店を含む）に納付すること。
- 6 物品搬出
 - (1) 買受者は、東北農政局（以下「売渡者」という。）に対し、売買代金納付に基づく領収証書を提示し、売渡者の立会いのもとに物品を引き取ること。
 - (2) 物品の搬出に伴う責任と費用は、一切買受者の負担とすること。
 - (3) 買受者は、搬出作業を行う際は、交通法規等諸法規を遵守し、運搬経路等に損傷を与えないよう注意をもって行い危険防止に万全を期すこと。
また、買受者の作業に起因した損傷等は、買受者の責任により賠償すること。
 - (4) 買受者は、引渡期限までに積み残しの無いよう物品を全て引き取り搬出すること。
 - (5) 物品の搬出に伴い引渡場所の整地等が必要な場合は、買受者の責任により行うこと。
- 7 環境負荷軽減に向けた取組
 - (1) 主な環境関係法令の遵守
買受者は、物品の搬出に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

(2) 環境法令の遵守以外の事項

買受者は、物品の搬出に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア エネルギー削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

イ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

ウ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適正な整備及び管理並びに作業安全に努める。

8 その他

(1) 所有権は、代金を完納したときに移転するものとする。

(2) 買受者は、全ての物品の搬出を完了したときは、売渡者に対して受領書を提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定めるものとする。

別紙

数 量 表

品目	規格	数量	単位	備考
鉄くず	へビー 3	40.82	t	
ステンレスくず		0.04	t	
アルミくず		2.39	t	
銅線		0.36	t	
鉄くず		1.54	t	
計		45.15	t	